

原 議 保 存 期 間 1 0 年
(令和19年3月31日まで)

庁内各局部課長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁企画発第475号、丁総発第164号
令和8年8月7日
警察庁長官官房企画課長
警察庁長官官房総務課長

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用について（通知）

令和八年熊本地震（以下「本件地震」という。）の深刻な被害状況を受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。別添1参照）に基づき、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号。以下「政令」という。別添2参照）が、本日公布・施行された。

これに伴い、本日、令和8年国家公安委員会告示第37号（以下「告示」という。別添3参照）により、国家公安委員会所管の法令について、本件地震の被害者の行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置を講ずることとしたので適切に対応されたい。

また、警察庁においては告示の概要等について、別添4の資料を警察庁ウェブサイト及びX（旧ツイッター）の警察庁アカウントに掲載するところ、各都道府県警察においても、様々な媒体を利用して、措置の対象となる被災者に周知が徹底されるよう、きめ細かな広報を行うとともに、国民からの問合せについては誠実に対応されたい。

法、政令及び告示の概要等は下記のとおりである。

記

1 法の概要について

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための措置を講ずること等が特に必要と認められるものを特定非常災害として政令で指定するとともに、当該特定非常災害に対し、被害者の行政上の権利利益であってその存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの（以下「特定権利利益」という。）に係る満了日の延長に関する措置（第3条）、特定非常災害発生日以後に法令に規定される履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものに係る免責に関する措置（第4条）等のうち適用すべき措置を政令で指定すること等を定め

ている。

このうち、特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）に関しては、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、対象者及び満了日を告示により指定するものとされている（第3条第2項）。

2 政令の概要について

特定非常災害として本件地震による災害を指定する（第1条）とともに、特定権利利益の延長期日を令和9年1月27日とすること（第3条）、特定義務の免責期限を令和8年11月27日とすること（第4条）等を定めている。

3 告示の概要について

満了日延長措置の対象となる特定権利利益（運転免許証等の有効期間、猟銃等の所持の許可の有効期間、犯罪被害者等給付金の申請期間等）の根拠となる法令の条項を指定するとともに、満了日延長措置の対象者を本件地震に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された地域（令和8年7月28日現在、熊本県の21市町村）に住所を有する者等としている。また、満了日延長措置による延長後の満了日は、令和9年1月27日としている。

4 その他について

(1) 法第3条第3項関係

告示により定められた延長の措置のほか、都道府県公安委員会を含む行政庁等は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、期日を指定してその満了日を延長することができるとされている（法第3条第3項）。同項の適用の適否については、申出ごとに判断することとなる。

(2) 法第4条関係

免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとされている（法第4条第2項）。同項の該当性については、事案ごとに判断することとなる。

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異なかつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は（中略）命令若しくは（中略）告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（中略）

略）の長（中略）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延

長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4-5 (略)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得な

い事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する
政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

令和八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定するとともに、当該特定非常災害に対し適用すべき措置として行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置等を指定する等の必要があるからである。

○国家公安委員会告示第三十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

令和八年八月七日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第三条第一項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五

号)第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地)を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、令和九年一月二十七日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	対 象 者
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	現に許可済猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号	教習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第七項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号	銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第六条の規定による許可を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項	教習資格認定証の交付を受けている者

道路交通法第五十一条の八第六項	道路交通法第五十一条の八第一項に規定する登録を受けた法人
道路交通法第八十七条第六項	仮免許を受けた者
道路交通法第九十条第一項	道路交通法第八十九条第一項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十五条の六第一項	道路交通法第九十五条の六第一項に規定する免許証又は免許情報記録に係る免許を受けた者
道路交通法第九十五条の六第二項	道路交通法第九十五条の六第二項に規定する免許証又は免許情報記録に係る免許を受けた者
道路交通法第九十六条の二	道路交通法第九十六条の二に規定する運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	道路交通法第九十六条の三第一項に規定する運転免許試験を受けようとする者（同条第二項において

					て準用する場合にあつては、同項に規定する運転免許試験を受けようとする者)
道路交通法第九十七条の二第一項第一号				道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者	
道路交通法第九十七条の二第一項第二号				道路交通法第九十七条の二第一項第二号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者	
道路交通法第九十七条の二第一項第三号				道路交通法第九十七条の二第一項第三号に規定する免許証等の有効期間の更新を受けなかつた者	
道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ				道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者	
道路交通法第九十七条の二第一項第三号ロ				道路交通法第九十七条の二第一項第三号ロに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十	

	五歳以上の者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号ハ	道路交通法第九十七条の二第一項第三号ハに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者
道路交通法第九十七条の二第一項第四号	道路交通法第九十七条の二第一項第四号に規定する免許証等の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第九十七条の二第一項第五号	道路交通法第九十七条の二第一項第五号に規定する免許の取消しを受けた者
道路交通法第百条の二第一項第一号	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百条の二第二項第二号	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百一条の四第一項	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が

						満了する日における年齢が七十歳以上のもの
						免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
					道路交通法第百一条の四第三項	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
				道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）第二十六条の三の三第一項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）		大型自動二輪車免許を受けている者
				道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）		大型自動二輪車免許を受けている者
				道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）		普通自動二輪車免許を受けている者
				道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）		普通自動二輪車免許を受けている者

号（同条第四項において準用する場合を含む。）	
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第一号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第二号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第三号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号イ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ロ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ハ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ニ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号イ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ロ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ハ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ニ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一

号ロ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ロ	号ロに規定する卒業証明書を有する者
号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ホ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ホ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ホに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号ハに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ロ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者

号	道路交通法施行令第三十三條の五の三第二項第二	普通自動車に相当する種類の自動車の運転に 関する外国等の行政庁等の免許を受けていたこと がある者
号	道路交通法施行令第三十三條の五の三第二項第二	道路交通法施行令第三十三條の五の三第二項第二 号に規定する講習を終了した者
号ハ	道路交通法施行令第三十三條の五の三第二項第二	普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関す る外国等の行政庁等の免許を受けていたことがあ る者
号	道路交通法施行令第三十三條の五の三第三項第二	一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転 に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたこ とがある者
号	道路交通法施行令第三十三條の五の三第三項第三	道路交通法第百八條の二第一項第二号に掲げる講 習を終了した者

道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第二号	道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ	道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニに規定

	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハに規定する成績を得た者	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハに規定する成績を得た者	道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハに規定する成績を得た者	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニに規定する成績を得た者	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	道路交通法施行令第三十四条の五第四号に規定する準中型自動車仮運転免許を受けようとする者	道路交通法施行令第三十四条の五第四号に規定する準中型自動車仮運転免許を受けようとする者

道路交通法施行令第三十四条の五第五号	道路交通法施行令第三十四条の五第五号に規定する普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第六号	道路交通法施行令第三十四条の五第六号に規定する免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十七条の六第一号	講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六第三号	道路交通法施行令第三十七条の六第三号に規定する運転免許取得者等教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号に規定する講習を終了した者

		道路交通法施行令第三十九条の二の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	定する運転免許取得者等教育の課程を終了した者
	道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第九条第一号	道路交通法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は同条第四項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者	道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者
道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第九条第二号	道路交通法の一部を改正する法律附則第二条第二号に規定する限定が解除された者	道路交通法の一部を改正する法律附則第二条第二号に規定する限定が解除された者	道路交通法の一部を改正する法律附則第二条第二号に規定する限定が解除された者
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の二第一項	道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定する講習を終了した者	道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定する講習を終了した者	道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定する講習を終了した者
道路交通法施行規則第二十六条の二	特定失効者又は特定取消処分者	特定失効者又は特定取消処分者	特定失効者又は特定取消処分者
道路交通法施行規則第二十六条の四第一号	道路交通法施行規則第二十六条の四第一号に規定	道路交通法施行規則第二十六条の四第一号に規定	道路交通法施行規則第二十六条の四第一号に規定

	道路交通法施行規則第二十六条の四第二号	する免許を受けた者
道路交通法施行規則第二十六条の四第三号	道路交通法施行規則第二十六条の四第三号に規定する適性検査を受けた者	
	道路交通法施行規則第二十九条の二の三第一号	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法施行規則第二十九条の二の三第二号	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの	
道路交通法施行規則第二十九条の二の三第三号	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの	
技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第	

安委員会規則第三号）第十七条第一項第一号	一号に規定する成績を得た者
技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号に規定する講習を修了した者
運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第五条第一項	特定失効者
警備業法第五条第四項	警備業法第四条の規定による認定を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認定の有効期間の更新を受けた者
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第三条第一項	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の際現に警備業法第四条の認定を受けている者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者

の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第二項	
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第六条第三項	やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第六条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第九条第三項	国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条	やむを得ない理由により国外犯罪被害弔慰金等の

第四項

支給に関する法律第九条第三項に規定する期間を
経過する前に同条第一項の申請をすることができ
なかつた者

備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

令和8年8月7日
警 察 庁

令和8年熊本地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく**特定非常災害**に指定されました。
これにより、次の措置が講じられます。

① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域（※1）の方々を対象に、運転免許のような許認可等（令和8年7月28日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が**令和9年1月27日（水）まで延長**されます（※2）。

【許認可等の満了日が延長される主な例】

- ・ 運転免許証等の有効期間の延長（道交法）
- ・ 猟銃等の所持の許可の有効期間の延長（銃刀法）
- ・ 犯罪被害者等給付金の申請期間の延長（犯罪被害者支援法）等

（※1） 令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村（下記リンク参照）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

（※2） 措置に関する告示は、下記リンク参照

<https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/npsc.html>

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和8年11月27日（金）までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 延長・猶予の対象や手続の詳細については、お住まいの地域の県警察までお問合せください。